

古物営業の不許可通知書等の様式に関する内規

平成 7 年 10 月 16 日
公安委員会内規第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この内規は、古物営業法(昭和24年法律第108号。以下「法」という。)の規定に基づく業務を適正に実施するため、古物営業に係る不許可通知書等の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第 2 条 法第 5 条第 3 項の理由を付した書面は、不許可通知書(別記第 1 号様式)によるものとする。

(管理者の解任勧告)

第 3 条 法第13条第 4 項の規定による管理者の解任の勧告は、管理者解任勧告書(別記第 2 号様式)により行うものとする。

(報告の請求)

第 4 条 法第22条第 3 項の規定による報告の請求は、報告請求書(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(行商従業者証等の様式の承認)

第 5 条 古物営業法施行規則(平成 7 年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。)第12条第 1 項の承認をしたときは、承認通知書(別記第 4 号様式)により通知するものとする。

(行商従業者証等の様式の不承認)

第 6 条 規則第12条第 1 項の承認をしないときは、不承認通知書(別記第 5 号様式)により通知するものとする。

(資料の提出要求)

第 7 条 行商従業者証等の様式の承認に関する規程(平成 7 年国家公安委員会告示第 7 号。以下「承認規程」という。)第 5 条の規定による資料の提出の要求は、資料提出要求書(別記第 6 号様式)により行うものとする。